

◎料金（従来型）について

1. サービス利用料金

（１） 基本料金

下記の料金表によって、ご契約者の要介護に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準負担額の合計金額をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります）

平成30年8月より、所得に応じ、1割、2割、3割と負担割合が異なります。

【従来型多床室の料金表】※1割負担で負担限度額認定を受けていない方の例

利用者の要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① サービス利用料金	176,700 円	197,700 円	219,600 円	240,600 円	261,300 円
② うち、介護保険から給付される金額	159,030 円	178,000 円	197,640 円	216,540 円	235,170 円
③ サービス利用に係る自己負担額（①－②）	17,670 円	19,770 円	21,960 円	24,060 円	26,130 円
④ 居住に要する費用（居室費）	※915 円				
⑤ 食事の提供に関する費用（食費）	※1,700 円				
自己負担額合計（③+④+⑤）	20,285 円	22,385 円	24,575 円	26,675 円	28,745 円

（注1） サービス利用料金には、施設が算定要件を満たした場合、以下のとおりの加算があります。

加算項目	自己負担額	算定の内容
看護体制加算（Ⅰ）	4 円/日	常勤の看護師を1名以上配置している。
看護体制加算（Ⅱ）	8 円/日	看護師を基準以上（25名に対して1名）配置している。
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13 円/日	夜勤を行う職員が規定の数に1を加えた数を配置している。（該当時）
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 円/月	（該当時）
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 円/月	（該当時）
自立支援促進加算	280 円/日	医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加していること。
ADL 維持加算（Ⅰ）	30 円/月	利用者総数が10人以上であること。 利用者全員について、利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目において Barthel Index を適切に評価できる者が ADL 値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。
ADL 維持加算（Ⅱ）	60 円/月	平均して得た値が3以上であること。
常勤専従医師配置加算	25 円/月	（該当時）
精神科医師定期的療養指導加算	5 円/日	（該当時）
配置医師緊急時 対応加算	325 円/回 650 円/回	配置医師が施設の求めに応じ、早朝、夜間、深夜又は、配置医師の勤務時間外に施設を訪問して診療を行った場合。 入所者に対して注意事項や病状等についての情報共有、曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法 診療を依頼する場合の具体的状況等について、配置医師と施設の間で、具体的な取り決めがなされていること。

	配置医師緊急時 対応加算	1300 円/回	複数名の配置医師を置いていること、若しくは配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて 24 時間対応できる体制を確保している場合。
	協力医療機関連携加算	50 円/月	協力医療機関との間で、当該入所者の病歴当の情報を共有する会議を定期的に開催していること。
	個別機能訓練加算（Ⅰ）	12 円/日	機能訓練を行う職員を配置し、計画作成、実施している。
	個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 円/月	個別機能訓練加算（Ⅰ）の情報を厚生労働省に提出を行い、科学的根拠に基づき更なる機能向上に取り組む事業所が算定。
	個別機能訓練加算（Ⅲ）	20 円/月	口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。 リハビリテーション実施計画等の内容について、リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有すること。 その際、必要に応じて LIFE に提出した情報を活用していること。 共有した情報を踏まえ、リハビリテーション計画または個別機能訓練計画について必要な見直しを行い、見直しの内容について関係職種に対し共有していること。
	外泊時費用	240 円/日	入院又は外泊をされた場合。
	初期加算	30 円/日	入所日から、若しくは 30 日を超える入院後再び施設に入所した場合。
	退所時栄養情報連携加算	70 円/回	低栄養状態にあると医師が判断した入所者。
	特別通院送迎加算	594 円/月	（該当時）
	栄養マネジメント強化加算	11 円/日	施設内に管理栄養士 1 名以上配置していること。 管理栄養士が医師、看護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、定期的な評価と計画の見直しを行っていること。
	退所前訪問相談援助加算	460 円/回	（該当時）
	退所後訪問相談援助加算	460 円/回	（該当時）
	退所時相談援助加算	400 円/回	（該当時）
	再入所時栄養連携加算	400 円/回	管理栄養士が退院時に医療機関と連携し、栄養管理の調整を行った場合。
	退所前連携加算	500 円/回	居宅介護支援事業所と連携して支援すること。
	在宅復帰支援機能加算	10 円/回	（該当時）
	日常生活継続支援加算	36 円/日	重度者等を積極的に受け入れている。
	在宅・入所相互利用加算	40 円/回	（該当時）
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円/日	（該当時）
	療養食加算	6 円/回	医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合。
	口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90 円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が月 2 回以上口腔ケアを実施。
	口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110 円/月	口腔衛生管理加算（Ⅰ）の情報を厚生労働省に提出を行う。
	経口維持加算（Ⅰ）	400 円/月	摂食機能障害を有し、著しい誤嚥が認められる方を多職種協働で経口維持計画を作成。
	経口維持加算（Ⅱ）	100 円/月	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方を多職種協働で経口維持計画を作成。
	経口移行加算	28 円/日	医師の指示に基づき、管理栄養士が経管栄養の入居者に対して、経口移行計画を作成し、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行っていること。
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	利用料合計額に 14.0%加算	処遇改善に取り組む事業所が算定。
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円/日	介護福祉士が 80%以上配置されている。 又は、勤続 10 年以上の介護福祉士を 35%以上配置。
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 円/日	介護福祉士が 60%以上配置されている。
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 円/日	以下のいずれかに該当すること ・常勤職員が 75%以上配置されている。 ・勤続 7 年以上の者が 30%以上雇用。 ・介護福祉士が 50%以上配置されている。
	看取り介護加算	72 円/日	医師の診断、施設指針に基づき本人又は家族の同意を得て実施。亡くなる 45 日前～31 日前。
		144 円/日	亡くなる 30 日前～4 日前。
		680 円/日	亡くなる前々日及び前日。
		1280 円/日	亡くなった日。
	排泄支援加算（Ⅰ）	10 円/月	多職種が協働し、排泄の支援経過に基づき支援した場合。またその情報を厚生労働省に提出を行い、科学的根拠に基づき排泄ケアの向上に取り組む事業所が算定。

	排泄支援加算（Ⅱ）	15 円/月	排泄支援加算（Ⅰ）に加え、排泄に改善するあるいは悪化していない。またはオムツの使用がない状態になった場合。
	排泄支援加算（Ⅲ）	20 円/月	排泄支援加算（Ⅰ）に加え、排泄に改善あるいは悪化していない。なおかつオムツの使用がない状態になった場合。
	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3 円/月	褥瘡発生予防のため、定期的な評価に基づき計画的に管理をした場合。またその情報を厚生労働省に提出を行い、科学的根拠に基づき褥瘡予防を実施した事業所が算定。
	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13 円/月	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）に加え、褥瘡の発生がないこと。
	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40 円/月	利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出を行い、科学的根拠に基づきケアの向上に取り組む事業所が算定。
	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50 円/月	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）に加え、疾病や服薬の状況などを併せて厚生労働省に提出を行い、科学的根拠に基づきケアの向上に取り組む事業所が算定。
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 円/日	（該当時）
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 円/日	（該当時）
	障害者生活支援体制加算（Ⅰ）	26 円/日	（該当時）
	障害者生活支援体制加算（Ⅱ）	41 円/日	（該当時）
	認知症ケア推進加算（Ⅰ）	150 円/月	認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施。
	認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120 円/月	認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10 円/月	新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築していること。 上記以外の一般的な感染症（※）について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。（※ 新型コロナウイルス感染症を含む。） 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること。
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5 円/月	感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けること。
	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 円/月	（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 円/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
	新興感染症等施設療養費	240 円/日	利用者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った。場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。※現時点において指定されている感染症はない。
	退所時情報提供体制加算	250 円/日	利用者が医療機関に退所した際に、利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等を示す情報を医療機関へ提供する。
	安全対策体制加算	20 円/月	入所時

※地域区分適用地域：介護保険に関する料金に7級地として1単位当たり10.14円と計算

(注2) 入所日から起算して30日以内の期間については、1日につき30円割増となります。

なお、30日を超える病院等への入院後の再入所の場合も同様です。(初期加算)

(注3) ご利用者が、入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記の通りです。(月6日を限度)

1.サービス利用料金	2,460円
2.居室に要する費用	915円
3.うち、介護保険から給付される金額	2,214円
4.自己負担額(1+2-3)	1,161円

※居住費と食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。当施設の居住費と食事の負担額(日額)は、次の通りです。

対 象 者		利用者 負担区分	居住費 (ユニット型個室)	食費
生活保護受給者		第1段階	0円	300円
市町村民税非課税 世帯に属す等	老年福祉年金受給者	第2段階	430円	390円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方			
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円から120万円以下の方	第3段階	430円	650円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超えの方			1,360円
上記以外の方(負担限度額なし)		第4段階	915円	1,700円

(2) その他の実費費用

サービスの種類	内 容	自己負担金
理 髪	月に1回程度来所して、理髪を実施しています。	実費
日 用 品 費	ご利用者の日常生活上最低限必要な品にかかる費用を負担いただきます。	200円/日
出 納 管 理 費	ご利用者の日常生活に係る諸費用に関する受入・支払代行管理を代わって行います。	1000円/月
テ レ ビ 等 使 用 電 気 代	個別に居室等で使用する電気器具に対し電気代を頂戴いたします。	50円/日
Wi-Fi 利 用 料	通信設備費用(ナースコール等)として頂戴いたします。	1000円/月

※その他、特別な行事参加、食事、教養娯楽費は、その内容や材料費により実費をいただきます。

（３） 支払方法

毎月、１５日までに前月分の請求をいたしますので、月末に指定の口座より引き落としをさせていただきます。（医療費等も含めます）ただし、退居される場合は、退居日までの費用を同様に引き落としさせていただきます。領収書はお支払いが確認できましたら、翌日の請求書と一緒に郵送いたします。

（４） 料金の変更等

介護保険関係法令の改正等により料金等が変更になる場合は、事前にご説明をし、ご承諾をいただきます。